

## 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の概要（案）

R6.1.9 こども・家庭課

## &lt; 1 策定趣旨 &gt;

- 令和 2 年 3 月に策定した「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が令和 6 年度末をもって終了
- これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、市町村を支援し令和 7 年度からの「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大および確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るため、第三期計画を策定

## &lt; 2 第二期計画との構成比較 &gt;

第二期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)	第三期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)案
<p>■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨（目的）</li> <li>2 計画の性格（法令の根拠等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく計画</li> <li>・「子ども・若者支援総合計画」、「社会的養育推進計画」、「長野県障害者プラン 2018」等関連計画と整合を図る。</li> </ul> </li> <li>3 計画期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間</li> </ul> </li> </ol> <p>■ 計画策定の背景</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育てを取り巻く状況 【法任意】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化</li> <li>・少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化</li> <li>・各種指標</li> </ul> </li> <li>2 「第一期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の進捗状況【法任意】</li> </ol> <p>■ 計画の基本理念等 【法任意】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念</li> <li>2 基本目標「みんなで支える子育て安心県」の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標と達成目標（8 指標）</li> </ul> </li> <li>3 達成状況の点検及び評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表</li> <li>・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し</li> </ul> </li> </ol>	<p>■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨（目的）</li> <li>2 計画の性格（法令の根拠等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく計画</li> <li>・「子ども・若者支援総合計画」、「社会的養育推進計画」、「長野県障害者プラン 2024」等関連計画と整合を図る。</li> </ul> </li> <li>3 計画期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間</li> </ul> </li> </ol> <p>■ 計画策定の背景</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育てを取り巻く状況 【法任意】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化</li> <li>・少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化</li> <li>・各種指標</li> </ul> </li> <li>2 「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の進捗状況【法任意】</li> </ol> <p>■ 計画の基本理念等 【法任意】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念</li> <li>2 基本目標「みんなで支える子育て安心県」の構築 ※変更なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標と達成目標（○指標）⇒詳細別添</li> </ul> </li> <li>3 達成状況の点検及び評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表</li> <li>・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し</li> </ul> </li> </ol>

第二期計画(令和2年度～令和6年度)

■ 具体的施策の内容

I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 区域の設定【法必須】

2 教育・保育の需要と提供体制の確保

・「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」【法必須】

(単位:人)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定	必要利用定員総数	A	9,806	9,638	9,411	9,143	8,896
	利用定員の合計	B=C+D	10,206	10,028	9,783	9,512	9,262
	過不足	E=B-A	400	390	372	369	366
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	37,937	37,329	36,417	35,584	34,858
	教育ニーズ	G	2,672	2,644	2,572	2,519	2,464
		保育ニーズ	H	35,265	34,685	33,845	33,065
	利用定員の合計	I=J+K	37,537	36,939	36,045	35,215	34,492
	過不足	L=I-F	▲400	▲390	▲372	▲369	▲366
3号認定	必要利用定員総数	M	17,601	17,657	17,711	17,829	17,888
	利用定員の合計	N=O+P+Q	17,406	17,572	17,645	17,788	17,857
	過不足	R=N-M	▲195	▲85	▲66	▲41	▲31

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲2,272	▲2,254	▲2,200	▲2,150	▲2,098
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	2,272	2,254	2,200	2,150	2,098

- ・認可・需給調整に関する基本的な考え方【法任意】
  - ・幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整【法任意】
  - ・待機児童について【法必須】
  - ・長野県独自の保育、やまほいくについて【法任意】
  - ・幼児教育アドバイザー及び幼児教育支援センターについて【法任意】
  - ・外国につながる幼児の支援・配慮について【法任意】
  - ・仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)について【法任意】
  - ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について【法任意】
- (追加)

第三期計画(令和7年度～令和11年度)案

■ 具体的施策の内容

I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 区域の設定【法必須】

2 教育・保育の需要と提供体制の確保

・「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」【法必須】

(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	量の見込み(需要)	A	9,449	9,120	8,841	8,588	8,410
	確保方策(利用定員)	B	10,924	10,691	10,374	10,249	10,195
	過不足	C=B-A	1,475	1,571	1,533	1,661	1,785
2号認定	量の見込み(需要)	D	30,789	29,933	28,766	27,753	27,073
	確保方策(利用定員)	E	33,530	32,964	32,499	31,989	31,681
	過不足	F=E-D	2,741	3,031	3,733	4,236	4,608
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	2,981	2,941	2,953	2,969	2,984
	確保方策(利用定員)	H	3,172	3,175	3,197	3,185	3,190
	過不足	I=H-G	191	234	244	216	206
1,2号認定 3歳児	量の見込み(需要)	J	13,937	13,677	13,721	13,649	13,585
	確保方策(利用定員)	K	14,557	14,367	14,359	14,332	14,286
	過不足	L=K-J	620	690	638	683	701

- ・認可・需給調整に関する基本的な考え方【法任意】
- ・幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整【法任意】
- ・待機児童について【法必須】
- ・長野県独自の保育、やまほいくについて【法任意】
- ・幼児教育アドバイザー及び幼児教育支援センターについて【法任意】
- ・外国につながる幼児の支援・配慮について【法任意】
- ・仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)について【法任意】
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について【法任意】
- ・こども誰でも通園制度について【法任意】

第二期計画(令和2年度～令和6年度)	第三期計画(令和7年度～令和11年度)案
<p><b>3 幼児期の教育・保育の一体的提供【法必須】</b> ・認定こども園の目標設置数及び認定こども園への移行に必要な支援</p> <p><b>4 施設等利用給付の円滑な実施【法必須】</b> ・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保</p> <p><b>5 教育・保育等の質の確保及び向上【法必須】</b></p> <p><b>6 従事者の確保と資質向上【法必須】</b></p> <p><b>7 地域子ども・子育て支援事業の推進【法任意】</b> 市町村計画の数値の積上げが基本</p> <p><b>8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整【法任意】</b></p> <p><b>9 教育・保育情報の公表【法任意】</b></p>	<p><b>3 幼児期の教育・保育の一体的提供【法必須】</b> ・認定こども園の目標設置数及び認定こども園への移行に必要な支援</p> <p><b>4 施設等利用給付の円滑な実施【法必須】</b> ・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保</p> <p><b>5 教育・保育等の質の確保及び向上【法必須】</b></p> <p><b>6 従事者の確保と資質向上【法必須】</b></p> <p><b>7 地域子ども・子育て支援事業の推進【法任意】</b> 市町村計画の数値の積上げが基本 ※ <u>子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、産後ケア事業を追加</u></p> <p><b>8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整【法任意】</b></p> <p><b>9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設職員処遇等経営情報の公表【法任意】</b></p>
<p><b>II 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援【法必須】</b></p> <p><b>1 児童虐待防止対策の充実</b> →「長野県社会的養育推進計画」と整合を図る。※</p> <p><b>2 社会的養護体制の充実</b> →「長野県社会的養育推進計画」と整合を図る。※</p> <p><b>3 ひとり親家庭の自立支援の推進</b> →こども・家庭課（家庭支援係）において検討</p> <p><b>4 障がい児施策の充実</b> →「長野県障がい者プラン2018」と整合</p> <p>※「長野県社会的養育推進計画」（前期計画）は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行い、令和元年度中に策定予定。</p>	<p><b>II 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援【法必須】</b></p> <p><b>1 児童虐待防止対策の充実</b> →「<u>長野県社会的養育推進計画</u>」と整合を図る。※</p> <p><b>2 社会的養護体制の充実</b> →「<u>長野県社会的養育推進計画</u>」と整合を図る。※</p> <p><b>3 ひとり親家庭の自立支援の推進</b> →こども・家庭課（家庭支援係）において検討</p> <p><b>4 障がい児施策の充実</b> →「<u>長野県障がい者プラン2024</u>」と整合</p> <p>※「長野県社会的養育推進計画」（後期計画）は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行い、令和6年度中に策定予定。</p>